

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 6 - 関東 1 - 2

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年 3 月 4 日

【会社名】 鹿島建設株式会社

【英訳名】 K A J I M A C O R P O R A T I O N

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 兼 社長 押 味 至 一

【本店の所在の場所】 東京都港区元赤坂一丁目 3 番 1 号

【電話番号】 03(5544)1111 代表

【事務連絡者氏名】 財務本部資金部長 三 上 幸 彦

【最寄りの連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目 3 番 1 号

【電話番号】 03(5544)1111 代表

【事務連絡者氏名】 財務本部資金部長 三 上 幸 彦

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 10,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	2024年12月16日
効力発生日	2024年12月24日
有効期限	2026年12月23日
発行登録番号	6 - 関東 1
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 100,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
6 - 関東 1 - 1	2025年 9 月 4 日	20,000百万円	-	-
実績合計額(円)		20,000百万円 (20,000百万円)	減額総額(円)	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは発行価額の総額の合計額）に基づき算出している。

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額） 80,000百万円

(80,000百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは発行価額の総額の合計額）に基づき算出している。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項なし

【残高】（発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額） - 円

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】

鹿島建設株式会社 関西支店

(大阪市中央区城見二丁目 2 番22号)

鹿島建設株式会社 中部支店

(名古屋市中区錦二丁目15番22号)

鹿島建設株式会社 横浜支店

(横浜市西区みなとみらい三丁目 3 番 3 号)

鹿島建設株式会社 関東支店

(さいたま市大宮区大門町二丁目118番地)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目 8 番20号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	鹿島建設株式会社第53回無担保社債(社債間限定同順位特約付) (ネイチャーボンド)(別称：鹿島建設ネイチャーボンド)
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額(円)	金10,000,000,000円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金10,000,000,000円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年2.553%
利払日	毎年3月10日および9月10日
利息支払の方法	1．利息支払の方法および期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還すべき日(以下、「償還期日」という。)までこれをつけ、毎年3月10日および9月10日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。ただし、半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。 (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日に支払いを繰上げる。 (3) 償還期日後は利息をつけない。 2．利息の支払場所 別記「(注)10.元利金の支払」記載のとおり。
償還期限	2036年3月10日
償還の方法	1．償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2．償還の方法および期限 (1) 本社債の元金は、2036年3月10日にその総額を償還する。 (2) 償還期日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日に支払いを繰上げる。 (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄に定める振替機関が業務規程その他の規則に別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。 3．償還元金の支払場所 別記「(注)10.元利金の支払」記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2026年3月4日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	2026年3月10日

振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
担保	本社債には担保ならびに保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	1．当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内で既に発行したまたは国内で今後発行する他の無担保社債(ただし、別記「財務上の特約(その他の条項)」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。)のために、担保付社債信託法に基づき担保権を設定する場合には、本社債のためにも担保付社債信託法に基づき、当該資産の上に同順位の担保権を設定する(したがって、本社債は、当社が国内で既に発行したまたは国内で今後発行する他の無担保社債(ただし、別記「財務上の特約(その他の条項)」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。)以外の債権に対しては劣後することがある。) 2．ただし、当該資産の上に担保付社債信託法に基づき同順位の担保権を設定できない場合には、当社は社債権者集会の決議を得て本社債のために担保付社債信託法に基づき担保権を設定する。 3．当社が本欄第 1 項または第 2 項により本社債のために担保権を設定する場合には、当社はただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第 4 項の規定に準じて公告するものとする。
財務上の特約(その他の条項)	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、利益維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するため担保権を設定する旨の特約、または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。

(注) 1．信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社格付投資情報センター（以下、「R & I」という。）から、A + の信用格付を2026年3月4日付で取得している。

R & I の信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対する R & I の意見である。R & I は信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & I の信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & I は、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、および特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R & I は、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & I は、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

一般に投資にあたって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。

本社債の申込期間中に本社債に関して R & I が公表する情報へのリンク先は、R & I のホームページ（<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>）の「格付アクション・コメント」および同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックしたリポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

R & I：電話番号03-6273-7471

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、以下、「社債等振替法」という。）第66条第2号の規定に基づき社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

3. 社債管理者の不設置

本社債は、会社法第702条ただし書きの要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されていない。

4. 財務代理人、発行代理人および支払代理人

(1) 当社は、株式会社三井住友銀行（以下、「財務代理人」という。）との間に本社債財務代理契約を締結し、本社債の発行代理人および支払代理人としての事務、その他本社債に関し当社が必要と認めた事務を委託する。

(2) 財務代理人は、当社のために本社債に係る事務の取扱を行うものとし、本社債の社債権者との間にいかなる代理関係および信託関係を有しない。

(3) 当社が財務代理人を変更する場合には、当社は事前にその旨を本(注)6.に定める方法により公告する。

5. 期限の利益喪失に関する特約

(1) 当社は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本社債総額についてただちに期限の利益を喪失する。

当社が別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき。

当社が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背し、7日以内に当社がその履行をしないとき。

当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄の規定に違背したとき。

当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、もしくは期限が到来しても弁済をすることができないとき。

当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、もしくは期限が到来しても弁済をすることができないとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。

ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りでない。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立をし、または取締役会において解散（合併の場合を除く。）の決議をしたとき。

当社が破産手続、民事再生手続もしくは会社更生手続の開始決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

(2) 前号の規定により本社債について期限の利益を喪失した場合は、当社はただちにその旨を公告する。

6. 公告の方法

本社債に関して社債権者に対し公告する場合には、法令に別段の定めがあるものを除き、当社定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市において発行する各1種以上の新聞紙（ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。）にこれを掲載する。

7. 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

8. 社債要項の変更

(1) 本社債の社債要項に定められた事項（ただし、本(注)4.を除く。）の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要する。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(2) 裁判所の認可を受けた前号の社債権者集会の決議録は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

9．社債権者集会

- (1) 本社債および本社債と同一の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債（以下、「本種類の社債」と総称する。）の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、本種類の社債の社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を当社に提示したうえ、本種類の社債の社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

10．元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	3,800	1．引受人は本社債の全額につき連帯して買取引受を行う。 2．本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金42.5銭とする。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	3,800	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	2,400	
計	—	10,000	—

(2) 【社債管理の委託】

該当事項なし

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
10,000	64	9,936

(2) 【手取金の使途】

上記の社債発行差引手取概算額9,936百万円は、2,376百万円を2026年3月末までに自社保養所「KX-Forest KARUIZAWA」の建設資金のリファイナンスに、残額を2029年2月末までに東北支店ビル建替え資金に充当する予定である。

第2 【売出要項】

該当事項なし

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 ネイチャーボンドとしての適合性について

当社は、本社債をネイチャーボンドとして発行するにあたり、当社のグリーン/ネイチャーボンド フレームワーク（以下「本フレームワーク」という。）の「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2025」（注1）、「Sustainable Bonds for Nature: A Practitioner's Guide」（注2）及び「グリーンボンドガイドライン（2024年版）」（注3）への適合性について、R & I からセカンドオピニオンを取得しております。

（注1）「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2025」とは、国際資本市場協会（以下「ICMA」という。）が公表したグリーンボンドの発行に係るガイドラインをいい、以下「グリーンボンド原則」といいます。

（注2）「Sustainable Bonds for Nature: A Practitioner's Guide」とは、ICMAが、グリーンボンド原則等に基づき、ネイチャーボンドの発行に係る主要な構成要素、環境への影響を評価する方法等に関する情報を提供するために2025年6月に策定・公表した国際的な実務者ガイドをいいます。

（注3）「グリーンボンドガイドライン（2024年版）」とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的な対応を検討する際に参考とし得る、具体的な対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、我が国におけるグリーンボンド市場の健全かつ適切な拡大を図ることを目的に環境省が2017年3月に策定・公表し、2024年11月に最終改訂したガイドラインをいいます。

2 グリーン/ネイチャーボンド フレームワークについて

当社は、「鹿島環境ビジョン2050plus」をはじめとする当社グループの方針のもと、持続可能な社会の実現に向けて事業を通じて貢献することを目指しています。この度、「鹿島環境ビジョン2050plus」において再構築した目標や行動計画をファイナンスの側面からも推進すべく、本フレームワークを策定しました。

1．調達資金の使途

本フレームワークに基づき発行する債券により調達された資金は、以下の適格クライテリアのいずれかを満たす業務用不動産に関する新規又は既存の投資資金又は支出（開発、建設、改修、取得、借換等）に充当し、資金の充当先に応じて以下の種類のファイナンスを実施します。

種別	内容
グリーンボンド	グリーン適格クライテリアのみを資金使途とする債券
グリーン/ネイチャーボンド	グリーン適格クライテリア及びネイチャー適格クライテリアを資金使途とする債券
ネイチャーボンド	ネイチャー適格クライテリアのみを資金使途とする債券

<グリーン適格クライテリア>

プロジェクトカテゴリー	適格クライテリア
グリーンビルディング/ エネルギー効率	以下のいずれかのグリーンビルディング認証を取得済み・更新済み又は取得予定・更新予定、又は省エネルギー性能を満たす物件 ・CASBEE-建築(新築、既存、改修)又はCASBEE不動産:Sランク、又はAランク ・DBJ Green Building 認証: 5つ星、4つ星又は3つ星 ・LEED-BD+C又はLEED-O+M認証: Platinum、Gold又はSilver ・BELS(令和6年度基準): レベル6又はレベル5 ・ZEB: ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready又はZEB Oriented ・ZEH: ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready又はZEH Oriented ・建築物の省エネ性能を示す指標(BEI等)がZEB基準の水準相当を満たしていること

<ネイチャー適格クライテリア>（注４）

プロジェクトカテゴリー	適格クライテリア
生物多様性保全	以下のいずれかの生物多様性に配慮したまちづくり・環境創出の認証を取得済み又は取得予定・更新予定の物件 ・SITES認証 ・ABINC認証 ・SEGES認証 ・JHEP認証 ・優良緑地確保計画認定制度(TSUNAG)認定： トリプル・スター又はダブル・スター ・自然共生サイト認定
自然資源・土地利用の持続可能な管理	持続可能な森林経営に関する事業

（注４）ネイチャー適格クライテリアはグリーン適格クライテリアでもあります。

２．プロジェクトの評価と選定のプロセス

当社の財務本部及び経営企画部、開発事業本部が、当社グループの方針との整合性や、鹿島環境ビジョン2050plusの取り組みへの貢献度を協議した上で、適格クライテリアに適合する充対象プロジェクトを選定し、当社代表取締役社長が最終的に承認します。

また、適格プロジェクトが環境・社会に与えるネガティブな影響とリスクの低減のために以下について対応していることを確認します。

- ・適格プロジェクトの物件所在地の地方自治体にて求められる環境関連法令等の遵守と、必要に応じた環境への影響調査の実施
- ・適格プロジェクトの開発、建設、改修、取得にあたり地域住民への十分な説明の実施

３．調達資金の管理

調達資金の充当と管理は当社の財務本部資金部が行います。グリーン/ネイチャーボンドの発行残高がある限り、資金部にて、適格プロジェクトの予算と実際の支出を四半期単位で管理する社内ファイルシステムを使用し、これにより調達資金の充当額及び未充当額を確実に追跡します。調達資金は発行後、充当可能な時期に充当予定です。調達した資金は、適格プロジェクトに充当されるまでの間、現金又は現金同等物で管理します。

４．レポーティング

資金充当レポーティング

当社は調達資金が全額適格プロジェクトに充当されるまで、調達資金の充当状況を示すレポートを当社ウェブサイトにて年１回、以下の内容を公表します。

- ・適格クライテリアを満たす物件ごとの充当済金額
- ・充当済金額の合計
- ・未充当額及び充当予定時期
- ・調達資金のうちリファイナンスに充当された部分の概算額又は割合

当社はさらに、調達資金の全額が適格プロジェクトに充当された旨の証明を当社の財務担当役員から取得する予定です。充当状況の詳細に関する最初のレポートはグリーン/ネイチャーボンド発行から１年後に行う予定です。

インパクトレポーティング

当社は資金充当状況のレポーティングに加え、グリーン/ネイチャーボンドの償還までの間、実務上可能な範囲で同じレポートのなかで適格プロジェクトに関連する以下の指標を当社ウェブサイトにて年1回公表します。

<グリーン適格クライテリア>

プロジェクトカテゴリー	レポーティング指標
グリーンビルディング/ エネルギー効率	・グリーンビルディング認証の種類及び認証水準 ・GHG排出量、水使用量、エネルギー使用量等の数値情報

<ネイチャー適格クライテリア>

プロジェクトカテゴリー	レポーティング指標
生物多様性保全	・取得した生物多様性に配慮したまちづくり・環境創出の認証（種類・ランク） ・保全対象面積 ・保全対象動植物の種類数
自然資源・土地利用の 持続可能な管理	・社有林からの算出材料の使用量(m^3)

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4 【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項なし

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第128期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日） 2025年6月25日関東財務局長に提出

2 【半期報告書】

事業年度 第129期中（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日） 2025年11月12日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2026年3月4日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年7月1日に関東財務局長に提出

4 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2026年3月4日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2025年9月17日に関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2026年3月4日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2026年1月29日に関東財務局長に提出

6 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2026年3月4日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2026年2月16日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および半期報告書（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（2026年3月4日）までの間において生じた変更その他の事由はない。

また、参照書類としての有価証券報告書等には、「事業等のリスク」以外にも将来に関する事項が記載されているが、そのうち参照書類としての有価証券報告書の「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」における「（5）優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題」および「（6）目標とする経営指標」ならびに半期報告書の「第一部 企業情報 第2 事業の状況 2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」における「（4）目標とする経営指標」に記載された2026年3月期の業績予想数値は当該有価証券報告書等提出時点のものであり、本発行登録追補書類提出日現在の業績予想数値とは異なる。

当該事項を除き、当該有価証券報告書等に記載された将来に関する事項については本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はない。

ただし、これらの将来に関する事項は、不確実性を内包するため、実際の結果とは異なる可能性がある。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

鹿島建設株式会社 本店

（東京都港区元赤坂一丁目3番1号）

鹿島建設株式会社 関西支店

（大阪市中央区城見二丁目2番22号）

鹿島建設株式会社 中部支店

（名古屋市中区錦二丁目15番22号）

鹿島建設株式会社 横浜支店

（横浜市西区みなとみらい三丁目3番3号）

鹿島建設株式会社 関東支店

（さいたま市大宮区大門町二丁目118番地）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

株式会社名古屋証券取引所

（名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第四部 【保証会社等の情報】

該当事項なし